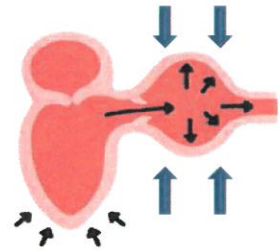


(労働者の健康管理)

冬期における作業、特に屋外作業については、熱が通常以上に奪われてしまうため、身体が冷やされ、体力が低下してしまいます。風が強い場合には身体の冷却は進むので体力の消耗はなおさらです。体力が落ちるとインフルエンザ等の感染症に罹りやすくなります。

寒さは身体から熱を奪うだけでなく、皮膚が寒さを感じると身体のストレスとなり、交感神経が副交感神経に対して優位に働く結果、血管が収縮し、身体から熱が奪われないように反応します。血管が必要以上に収縮すると、血液の流れが悪くなり「冷え」が生じます。

そのため、防寒衣を着用し、体温が低下しないようにしてください。なるべく動きやすく軽い、保温性、通気性のよい素材のものを用意し、労働者の作業時の負担も軽減してください。汗をかいてその後で身体が冷えないようにすることも大切です。建物内から屋外作業場所等の寒い場所に出る場合等、急激な温度変化により血管が収縮することを述べましたが、血管の収縮は血液が血管を流れるときの抵抗を強め、血圧を急激に上昇させるため、心臓、脳、肺等の負担は大きくなり、心筋梗塞、脳卒中、呼吸器疾患を発症するリスクが高くなります。朝の作業開始時、昼休み休憩後に建物内から屋外に出る場合には、特に注意が必要です。



また、作業開始前に準備体操等を行って筋肉をほぐし、動作の鈍化による転倒等の災害を防止することも重要です。

(一酸化炭素中毒の防止)

作業場所・休憩場所においては、作業時に冷えた体を温めるため、石油ストーブ、石油ファンヒーター等を使用する場合は、また、コンクリートの保温養生等の作業時においては、内燃機関を使用する場合があります。

ストーブや内燃機関の使用により一酸化炭素が発生しますが、一酸化炭素は無色・無臭の気体で感知しにくく、血液中のヘモグロビンと結合しやすいため、一酸化炭素を体内に吸収すると体内の酸素供給が妨げられ、一酸化炭素中毒を発症します。



一酸化炭素中毒の症状は、軽度では頭痛、吐き気、めまい等があり、対応が遅れると脳機能障害が残ることや死亡災害に至ることがあります。そのため、休憩場所についても換気扇を使用する、窓を開けて換気を適宜行うことが重要です。

(積雪・凍結による災害の防止)

監督署で把握する積雪・凍結による人的な被害は、業務中の労働災害と出勤・退勤途中の通勤災害に区分けされますが、労働者が歩行する圧雪面、凍結面は、滑りやすく「転倒災害」のリスクが高くなります。

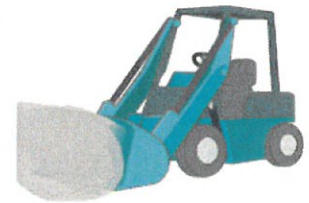
今年、大雪が降るかどうか分かりませんが、雪道については、滑りにくい靴底の履物を着用し、歩行も普段とは異なり、小さな歩幅で、足裏全体で上から着地する感覚で、急がずゆっくり歩くことが必要です。また、いままで転倒が起こりにくかった通路、床面でも、雪が吹き込み、凍結が起こる場合もあるので、必要に応じて床面にマットを敷く等の滑り止めの措置を講じ、「転倒災害」のリスクを低減させてください。



(車両系機械による除雪作業時の災害防止)

大雪によりショベルローダー等の車両系機械を用いて除雪作業を行う場合、雪で路面が見えなくなっているため、バケットや排土板で雪を押しながら前進中に、歩道の縁石や橋梁の接合部分の段差等にバケット、排土板が勢いよく当たり、その衝撃で運転者が操作レバー等に胸部、腹部を強打する、フロントガラスを突き破ってキャビン外に投げ出される等の重篤な災害が積雪地方において発生しています。

道路の除雪等の作業要請がなされた場合は、通行する歩行者、自動車等に建設機械が接触することを防止する必要があるため、誘導員を配置してください。日頃やり慣れない状況での作業であり、監督者を置いて運転者の一人作業としないことです。



(管理者としての心得)

現場代理人、職長等の管理者は、熱中症予防のときと同じく、作業開始前の朝礼や体操時、昼休み後の作業再開時等に労働者の健康状態を直接見て把握することが重要です。

冬季においては、適切な防寒衣を着用させる、ストーブや内燃機関の使用により酸欠のおそれのある場所では、必要に応じて一酸化炭素濃度、酸素濃度の計測が可能な濃度測定器を用意する、凍結のおそれのある階段や通路床面には、滑り止めのマットを設置する、敷地内や作業場所に坂道がある場合は塩化カルシウム等の融雪剤を備えておく、スパイク付きの長靴を用意する等いろいろ準備が必要です。

大雪注意報、大雪警報、異常低温注意報等が発令され、いざこれら必要なものを用意しようとしても、「大変だ、注文しても在庫がない。入荷まで数日かかって間に合わない。」という事態を招くことがないようにしてください。